

川越刑務所改修に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年四月廿九日

川越刑務所改修に関する質問主意書

刑務所の中央部の指導家屋が中等の地震でもあれば倒壊にひんしてゐる、目下八百余名の收容者あり、相当の人々に被害あるべき寸前にあり、政府は改修費を出し濫つてゐるが、必要欠くべからざる之の改修は至急、着手すべきであるが、処見を問う。

木造建で六十数年をたつた老朽腐朽の之の建物は瓦はあれど雨水を流す(トヨ)がない、雨で水は建物に浸入し腐朽の度は非常に早い、雨戸は、はずれて動かず板の間(床)はビシ・ビシ傾くこと二十五度前後、速かなる改修を要求する。

右質問に対し速かなる御答弁を求む。